

鎌倉市農業委員会 令和 2 年度 第2回総会 次第	
日 時	令和2年6月26日(金) 15時30分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1階 102会議室
委員名	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一 12番 若林安雄、13番 石澤一英、 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・桐戸担当係長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	3番安齊委員、8番飯田委員、9番小泉委員
議長(若林副会長)	本日、安齊会長欠席につき、議長代理を務めさせていただきます。 定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届 出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。3番安齊委員、8番飯田委員、9番小泉委員から所用の ため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(若林副会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員は、4番郷原委員、5番平井委員にお願いします。 現況証明委員は、8番飯田委員、13番石澤委員にお願いします。
議長(若林副会長)	本日の議事日程につき、追加議案について運営委員会でご審議し ていただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長。本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、追加議案の 上程について審議し、次のように決定しましたのでご報告いたしま す。議案第8号、鎌倉市農業委員会会長の辞任について。議案第9 号、鎌倉市農業委員会委員の辞任について。以上2件、追加議案と して上程いたします。 本件につきましては、緊急の案件であることから、日程第1、第 2にて、報告案件に先立ち上程させていただきます。以上で報告を 終わります。
議長(若林副会長)	ありがとうございました。鎌倉市農業委員会会議規則第12条に は、「すべての動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければ、 これを議案とし審議することができない。」とされております。 ただいま運営委員長からご報告がありました2件を、追加議案と して上程することについて、採決したいと思いますが、ご異議ござ いませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林副会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。まず、議案第8号 の上程について賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林副会長)	総員の賛成をもちまして、日程第1に議案第8号を追加いたし ます。続きまして、議案第9号の上程について賛成の方は、挙手を お願いいたします。

事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林副会長)	総員の賛成をもちまして、日程第2に議案第9号を追加いたします。変更後の議事日程配布のため、暫時休憩します。
	(暫時休憩)
議長(若林副会長)	それでは、日程第1、議案第8号、日程第2、議案9号につきまして、関連案件であることから、一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(鈴木局長)	議長。日程第1、議案第8号、鎌倉市農業委員会会長の辞任について、日程第2、議案第9号、鎌倉市農業委員会委員の辞任について、以上2件関連案件ですので一括してご説明いたします。 令和2年6月19日付で、議席番号3、安齊清一会長から、農業委員を辞任したい旨の書面が鎌倉市長あてに提出されました。 事務局で安齊会長にお会いし、ご事情を伺ったところ、個人的な事情により、農業委員の業務を継続する意欲が持てなくなり、今後の任期を全うすることが困難となってしまったことから、農業委員を辞したいとのことでした。また、農業委員の辞任を待たずに、会長職についても辞任したいとの意向も確認したところです。 農業委員会等に関する法律第13条第1項には、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」旨規定されており、令和2年6月22日付で鎌倉市長より農業委員会の同意について回答を求められていることから、ご審議いただくものです。議案第9号が承認された場合、鎌倉市長あてに、農業委員の辞任について同意する旨回答し、その後、市長決裁の日をもって農業委員を辞任することとなります。 また、同法第13条第2項では、「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。」とされており、議案第8号の承認を持って農業委員会会長の辞任となることから、ご審議いただき、ご承認いただいた際には、本日付での辞任とさせていただきます。 以上で、説明を終わります。
議長(若林副会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
6番(岡崎委員)	6番。「正当な事由」というのははっきりしてとしていますか。
事務局(鈴木局長)	それは、事由として何が該当するかということですか。
6番(岡崎委員)	はい。
事務局(鈴木局長)	議長。「具体的に何をもって正当な事由とすべきである。」というものは、特に明記されているものではございませんが、会長から辞任の意向が示された後、事務局が直接お会いして、事情を伺ったところ、健康上の問題ではないものの、個人的な事情ではあるが、今後の任期を全うすることができない状態である旨の説明を受けました。事務局としても任期を全うすることの困難性を確認したことから、上程に至ったものです。

6 番(岡崎委員)	わかりました。
議長(若林副会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4 番(郷原委員)	任期満了前にお辞めになるのは、どのような理由なのか。
事務局(鈴木局長)	議長。先程もご説明したように、事務局として直接会長にお話しを伺った際に、任期満了を待つことについてのご提案もいたしました。が、会長としては、任期満了を待たずに辞任したいとのことでした。
4 番(郷原委員)	わかりました。
議長(若林副会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林副会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林副会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 8 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	多数挙手。
議長(若林副会長)	多数の賛成をもちまして、議案第 8 号は承認されました。
	次に議案第 9 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	多数挙手。
議長(若林副会長)	多数の賛成をもちまして、議案第 9 号は承認されました。只今議案第 8 号、議案第 9 号についてご承認いただいたことを受けて、事務局から何かありますか。
事務局(桐戸係長)	議長。議案第 8 号が承認されたことから、本日付で会長が不在となります。鎌倉市農業委員会規程第 2 条第 2 項には、「会長が、委員を辞し、又は会長の職を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、会長の選挙は、その欠けるに至った日から 10 日以内にこれを行わなければならない。」とされています。別途、委員会を招集して会長の選任について審議いただくことが日程的にも困難なため、ここで議案を追加し、追加議案第 1 号「鎌倉市農業委員会会長の選任について」をご審議いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
議長(若林副会長)	只今事務局から説明のありました追加議案第 1 号につきまして、追加議案として上程することについて、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林副会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。追加議案第 1 号の上程について賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林副会長)	総員の賛成をもちまして、日程第 3 に追加議案第 1 号を追加いたします。

議長(若林副会長)	それでは、日程第3、追加議案第1号「鎌倉市農業委員会会長の選任について」を、上程いたします。なお、緊急の追加議案につき、お配りしております議事日程に追記をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(桐戸係長)	議長。日程第3、追加議案第1号「鎌倉市農業委員会会長の選任について」ご説明いたします。 会長の選任につきまして、鎌倉市農業委員会規程第2条第1項では、「会長は、委員会において選挙する。ただし、委員中に異議がないときは指名推せんの方法によることができる。」とされていますが、いかがいたしましょうか。
議長(若林副会長)	只今事務局から説明がありました選任の方法につきまして、ご異議がなければ指名推薦とさせていただきますが、いかがでしょうか。
4番(郷原委員)	任期はいつまでですか。
事務局(名塚職員)	議長。残任期間である、令和2年7月19日までの任期です。
4番(郷原委員)	わかりました。
議長(若林副会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林副会長)	事務局から説明がありました選任の方法につきまして、ご異議がなければ指名推薦とさせていただきますが、いかがでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林副会長)	ご異議ないようですので、指名推薦とさせていただきます。 本来、委員の皆様からの推薦をいただくものですが、緊急動議であることから、事務局からの意見を踏まえて審議することによりよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林副会長)	ご異議がないようですので、事務局から何か案はありますか。
事務局(桐戸係長)	議長。事務局といたしましては、今回会長代理を務めていただいております議席番号12番、若林副会長を推薦したいと考えております。以上です。
議長(若林副会長)	只今事務局から私若林を推薦することでお話がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林副会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林副会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。追加議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。

議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、追加議案第1号は承認されました。これにより、私が残任期間である令和2年7月19日まで、会長を務めさせていただくこととなりました。よろしくお願いいたします。只今追加議案第1号についてご承認いただいたことを受け、事務局から何かありますか。
事務局(桐戸係長)	議長。追加議案の上程について、ご説明させていただきます。鎌倉市農業委員会規程第3条第1項には、「委員会に副会長2名を置く」とされています。先程、若林副会長が会長に就任したことから、副会長1名の選任が必要となったものです。よって、追加議案第2号「鎌倉市農業委員会副会長の選任について」をご審議いただきたいものです。
議長(若林会長)	只今事務局から説明のありました追加議案第2号につきまして、追加議案として上程することについて、採決したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議がないようですので、採決いたします。追加議案第2号の上程について賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、日程第4に追加議案第2号を追加いたします。
議長(若林会長)	それでは、日程第4、追加議案第2号「鎌倉市農業委員会副会長の選任について」を、上程いたします。なお、緊急の追加議案につき、お配りしております議事日程に追記をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(桐戸係長)	議長。日程第4、追加議案第2号「鎌倉市農業委員会副会長の選任について」ご説明いたします。副会長の選任につきまして、鎌倉市農業委員会規程第3条第3項では、「副会長は、委員会において選挙する。ただし、委員中に異議がないときは指名推せんの方法によることができる。」とされていますが、いかがいたしましょうか。
議長(若林会長)	只今事務局から説明がありました選任の方法につきまして、ご異議がなければ指名推薦とさせていただきますが、いかがでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議がないようですので、指名推薦とさせていただきます。本来、委員の皆様からの推薦をいただくものですが、本件につきましても緊急動議であることから、事務局からの意見を踏まえて審議することによろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議がないようですので、事務局から何か案はありますか。
事務局(桐戸係長)	議長。事務局といたしましては、農業委員としての職歴も長

	く、農地等に関する法令の知識も豊富であることから、議席番号4番、郷原委員を推薦したいと考えております。以上です。
議長(若林会長)	只今事務局から郷原委員を推薦することでお話がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。追加議案第2号 に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、追加議案第2号は承認されました。 郷原委員よりご挨拶をお願いいたします。
4番(郷原副会長)	残任期間にてお受けしました。宜しくをお願いいたします。
議長(若林会長)	ありがとうございました。
	(「質問」の声)
13番(石澤委員)	13番。いま鎌倉市農業委員会規則を拝見し、定員に関するこ とが書かれていないのですが、詳しく教えていただけますか。
事務局(名塚職員)	議長。資料ではお配りしていませんが、定数に関する条例があ りますので、別途お示しさせていただきたいと思います。
13番(石澤委員)	13番。質問の主旨は、一人欠員を補充しなくて良いかどうかと いうことです。
事務局(鈴木局長)	議長。この条例では、定数は13名と規定されておりますが、欠 員が出た場合の規定は特になく、必ずしも補充する必要はないと いうことになりますので、市の手続きを待って、安齊委員が委員 の職を辞することになっても、規定上の問題はないということに なります。
13番(石澤委員)	13番。13名が定数と規定されているのに、13名を割っても構わ ないということなのですね。
事務局(名塚職員)	議長。神奈川県農業会議を通じて、全国農業会議所へも確認し たところ、定数の考え方としては13名ですが、12名のままでも業 務上支障がなければ問題ないという回答を得ています。
13番(石澤委員)	わかりました。
議長(若林会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ありがとうございました。それでは、報告案件に移ります。事 務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。それでは、日程第5、報告第4号、日程第6、報告第5号 について、着席してご説明させていただきます。日程第5、報告第 4号については、事前にお送りした説明文のとおりで、追加や修正

	等はありません。日程第6、報告第5号につきましては、4番、郷原委員、13番、石澤委員より、事前質問をいただいておりますので、ご報告させていただきます。報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件ご質問をいただきました。別紙の事前質問票集計表をご覧ください。 まず、現地の状況につきましては、航空写真で確認したところ、従前建物があつたと思われる敷地と、背後の斜面地であることを確認しています。また、転用の内容につきまして、報告第5号整理番号4追加資料をお配りしております。本件は市街化区域内の届出であり、隣地の所有者を確認したところ、黄色塗りした地番は報告第5号整理番号4の土地所有者と同一であることを確認しております。建築に係る詳細な敷地設定までは確認しておりませんが、大きな土地利用上の規制もないことから、一体的な土地利用も可能と考えられます。 また、対象の3筆につきましては、平成31年1月に■■■■から分筆された土地です。分筆以前におおもとの■■■■として転用届出がされておりますが、今回分筆後の3地番で、再度届出があつたものです。以上で報告を終わります。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4番(郷原副会長)	4番。公図に黄色のマーカーで塗られた、■■■■を見ると、すでに宅地化しているように見えるが、明細図ではよくわからない。
事務局(名塚職員)	議長。少しわかりづらい土地となっておりますが、2か所あるうちの下の段にかかっている土地については、以前宅地化されていたような形跡が航空写真からは見受けられたところでございます。上の段に関しましては、背面の法地のような形になっております。ただ、この土地については土地所有者が同一ということなので、一体での土地利用も可能ではあるかと思うのですが、市街化区域の届出ですと、そのあたりまで詳細に確認を求めているわけではないので、具体的には確認できていない状況です。
4番(郷原副会長)	わかりました。
13番(石澤委員)	13番。届出時は、建築物の概略図などの確認はしないのか。
事務局(名塚職員)	議長。市街化調整区域の農地転用許可の場合は、県が許可を出すにあたって、事前の審査として建築物の概要などの確認も行いますが、市街化区域では届出の際に、そこまで求める必要がないため、事務の提要上も過度な書類の要求は行っておりません。あくまで計画として届出が出されているものなので、実際にこれ通りに転用されないというケースも当然あるかと思います。
13番(石澤委員)	わかりました。
議長(若林会長)	他に、何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(若林会長)	次に、日程第7、議案第6号、農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度点検・評価及び令和2年度活動計画(案)について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第7、議案第6号について、4番、郷原委員より事前質問をいただいております。議案第6号参考資料及び別紙の事前質問票集計表をご覧ください。まず、調査対象賃貸借件数76件は利用集積・配分計画による賃貸借の実数となっています。また、賃貸借件数の推移につきましては、追加でお配りさせていただきましたA4刷りの資料に直近3か年の推移を記載しております。他市状況につきましては、神奈川県ホームページに公開されている神奈川県内の状況一覧をお配りしております。本資料は、今回の実績報告とは別の調査で回答した内容であり、活動報告とは一部内容が異なります。以上で、説明を終わります。
4番(郷原副会長)	4番。他市と比較して集積率が低いように思えるのですが。
事務局(名塚職員)	議長。鎌倉市の集積率は8%と、他市と比べて決して非常に高いという訳ではありませんが、実績はある程度出しているところでございます。主に関谷地区を中心に鎌倉市は実績を上げていますが、市内の全体的な農地面積や担い手の数で実績が8%以上は出ていない状況です。担い手の数が多くないというのが要因だと思います。他市状況で言いますと、パーセンテージが高い、横須賀市、三浦市、藤沢市などに現状を確認しましたが、やはり認定農業者や担い手がそもそも非常に多いということで、その方々が集積している面積が大きいことから、集積率がこれだけ高いというご回答をいただきました。以上です。
議長(若林会長)	他に、何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第6号について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第6号は承認されました。
議長(若林会長)	次に、日程第8、議案第7号、「非農地証明について」上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第8、議案第7号については、事前にお送りした説明文のとおりで、追加や修正等はありません。また、本件に係る事前質問はございませんでした。以上で、説明を終わります。
議長(若林会長)	次に、現況証明委員の岡崎委員から補足説明をお願いします。

6 番(岡崎委員)	議長。6 番。6 月 19 日(金)午後 2 時から、和田副会長、現況証明委員の柏木委員と共に現地調査を行いましたので報告いたします。現地は、宅地となっており、「非農地」として判断することが妥当と思われます。以上です。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(若林会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 7 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(若林会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 7 号は承認されました。
議長(若林会長)	次に、日程第 9、その他、諸般の報告について、2 件、事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 9、その他、諸般の報告について、2 件、ご報告します。諸般の報告 1、農地相談会について、ご報告します。7 月 29 日(水)に本年度第 1 回目の農地相談会を J A さがみ・鎌倉市・農業委員会事務局とで実施する予定です。農家の方へは、J A の回覧で周知をする予定です。場所は J A さがみ玉縄支店で行います。相談者にはあらかじめ予約をお願いしています。どんな相談でも、要望でも構いません。委員の方からも農家の方へお知らせくださるようお願いいたします。 最後に、7 月総会の日程について、報告させていただきます。次回は、7 月 17 日(金)15 時 30 分から、鎌倉市商工会議所 3 階 301 会議室で開催します。コロナウイルス関連の緊急対応に伴い、以前お配りしている年間スケジュールに記載の会場が使用できなくなったため、変更が生じています。また、追加議案等があった場合、運営委員会は 15 時 10 分からを予定させていただきます。なお、この日が現委員の皆様の任期中の最終総会となります。諸般の報告は、以上です。
議長(若林会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(若林会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和 2 年度第 2 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。
会 長	
若林 安雄	
議事録署名委員 4 番	
郷原 昌	

議事録署名委員 5番

平井保昂